平成２３年（フ）第２２４号
群馬県安中市安中１丁目２番17号　並木さつき荘１棟Ｋ号
債務者　上原はる美
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第２７０号
大阪府富田林市五軒家１丁目22番４号
債務者　増田　春美
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第６６８号
堺市堺区向陵中町５丁３番26―101号
債務者　田中　宗真
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第７８６号
堺市北区百舌鳥赤畑町２丁104番地　シュライク96―701号
債務者　安藤　沙織（旧姓前田）
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第７９９号
大阪府松原市阿保４丁目11番17号、消除された前住民票上の住所大阪府門真市御堂町19―14
債務者　小田　　明
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第８２９号
堺市東区高松122番地　大阪府営高松団地10棟102号
債務者　池側　定子
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第８７９号
大阪府松原市高見の里５丁目464番地の11
債務者　大浦　一恵
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第８８４号
大阪府羽曳野市西浦１丁目11番４―201号、前住所大阪府羽曳野市河原城519番地の25
債務者　千葉　大輔
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第８９９号
大阪府柏原市円明町14番３―104号
債務者　鎌田　清裕
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第９０８号
堺市堺区竜神橋町２丁１番22号　フォレストコート403号、前住所堺市堺区中之町西３丁１番８―305号
債務者　矢倉　保美（旧姓三宅）
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第９０９号
堺市堺区中之町西３丁２番35―405号
債務者　矢倉　映司
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第９２３号
堺市東区草尾307番地３
債務者　西原　邦枝
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第９８１号
大阪府羽曳野市島泉９丁目14番８号
債務者　東根ひろみ
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１０００号
堺市東区高松122番地　大阪府営高松団地４棟204号
債務者　田沼マチコこと　ＭＡＣＨＡＤＯ　ＯＬＩＶＩＡ　ＭＡＴＩＣＯ　ＴＡＮＵＭＡ
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１５４３号
福岡県筑紫野市石崎１丁目２番12―205号
債務者　小濱萬季子
1　決定年月日時　平成23年８月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１０４号
北海道登別市若草町５丁目15番地23、前住所北海道登別市富岸町２丁目41番地８
債務者　住吉　昭則
1　決定年月日時　平成23年８月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２３年（フ）第４１号
山形県鶴岡市大山字砂押174番地４
債務者　阿部冨治郎
1　決定年月日時　平成23年８月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
山形地方裁判所鶴岡支部